

求 人 に 係 る 情 報（新卒用） 職種=児童指導員・保育士・心理職員 2026/4/1

社会福祉法人名	葵 会		実施事業	児童養護施設
法人本部所在地	〒432-8058 浜松市中央区新橋町770			https://www.aoikai-sw.or.jp
電話番号 FAX番号	053-447-0241 053-447-0230	Eメール	seimeiryou@aoikai-sw.or.jp	

□求人先施設

児童養護施設 清明寮	〒432-8058 浜松市中央区新橋町770 seimeiryou@aoikail.sw.or.jp	現在の児童数は45人(2月1日現在)。施設形態は、①本体：大規模中舎制（15人～18人程度の児童のグループに対して9人程度の職員(パートを含む)がチームで養育)2グループ ②地域小規模児童養護施設2箇所（6人の児童グループに対して5人程度の職員がチームで養育） 令和9～11年の施設計画において地域小規模児童養護施設の増設、本体の大規模修繕によるユニット化を計画しています。		
児童養護施設 すみれ寮	〒437-0605 浜松市天竜区春野町気田502-2 sumire-r@aoikai-sw.or.jp	現在の児童数は16人(2月1日現在)。施設形態は、小規模小舎制（本体・分園型グループケア、地域小規模児童養護施設）5人～6人の児童グループに対して4人程度の職員(パート含む)がチームで養育 令和10年の施設計画において本体機能を浜名区に移転を計画しています。		
職務内容	児童養護施設に入所している児童(2歳～18歳)のケアワーク(日常生活支援、自立支援、学習指導、家事業務、施設行事の遂行等)並びにソーシャルワーク(児童相談所・保護者・学校等の対応)及び地域支援に関わる業務		配属先	清明寮・すみれ寮希望するどちらかの施設 将来的に施設間の異動あり。

□求人条件

雇用形態	正規職員		雇用期間		無期	雇用開始日	2027/4/1
勤務時間	①	早勤務 6:30～15:30			②	遅勤務 13:00～22:00	
	③	日勤務 8:30～17:30			時間外労働月平均 約 15 時間		
	週5日の40時間、上記時間帯の交代制						
	学校休日の勤務は始業時間、終業時間が前後する。また、会議がある日は交替で断続勤務あり。						
休日・年次有給休暇	休日は週2日の非定例日、祝日、年末年始(年間115日程度) 年次有給休暇は1年目15日、2年目以降20日						
賃金形態	月給				支給日	毎月21日	
月給(基本給と一律手当合計)	①210,190円(短大・専門校卒) ②222,290円(四大卒) ③227,130円(大学院卒・社会福祉士資格)				※一律手当は、①特殊業務手当と調整手当 (合わせて基本給の10%) ②社会的養護従事者手当 9,000円		
基本給	①182,900円(短大・専門校卒) ②193,900円(四大卒) ③198,300円(大学院卒・社会福祉士資格)				通勤費	距離により、2キロ以上2,000円から60キロ以上24,500円まで支給	
各種手当	手当名	特殊業務手当			支給額	基本給の6パーセント	
	手当名	人材確保手当			支給額	基本給の4パーセント	
	手当名	社会的養護従事者手当			支給額	毎月 9,000円	
	手当名	宿直手当			支給額	1回 5,000円	
	手当名	扶養手当			支給額	扶養親族配偶者13,000円など	
	手当名	子育て支援手当			支給額	扶養の子ども一人に5,000円	
	手当名	住居手当			支給額	賃借の場合で最高額25,000円	
	手当名	奨学金返還支援手当			支給額	月額返還額の半額 限度額10,000円	
昇給／賞与	昇給	有 (年 1 回)			賞与	年3回(6月、12月、3月) 2023年度は5.23か月分	
各種保険	社会保険	加入			雇用保険	加入	
福利厚生	福利厚生センターに加入						
必要資格	児童指導員、保育士、社会福祉士、社会福祉主事任用資格、教員免許などのいずれかの資格						
その他事項 (定年・試用期間等)	退職金制度あり。定年は65歳(段階的に引き上げ中)、継続雇用制度あり。 試用期間の3か月。初年度の賞与は年3回(6月、12月、3月)3.33か月分となる。						

募集職員	保育士・児童指導員9名 ・心理療法担当職員2名				
募集時期	2026年12月上旬まで、見学は随時実施。 試験日 6/17・7/15・8/17・9/16・10/14/・11/16 他日程のご相談に応じます。				
ご応募／お問合せ先	担当者名	社会福祉法人葵会 野中利紀	連絡先	053-447-0241	

特記事項	・本業務に従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育 保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。 以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための 犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、 本事業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、 特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、受験票や履歴書、誓約書により特定性犯罪の前科の 有無を確認いたします。
------	---